

# 鳥取県公報

毎週大曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日にか  
たるときは、そ  
の翌日)

目次

- 道路の区域の変更
- 道路の供用の開始
- 県道の路線の認定
- 県道の路線の廃止
- 道路の区域の決定
- 道路の供用の開始
- 阿川区域の廃止
- 阿川敷地等の発生

## 告示

鳥取県告示第百三十八号

建設省中国地方建設局長が道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十  
八条第一項、第二十七條第一項及び第九十七條の二の規定に基づき、道路  
の区域を次のように変更したので、同法第十八条第一項の規定により告示  
する。

その関係図面は、昭和四十一年三月二十九日から二週間鳥取県土木部道  
路課及び建設省中国地方建設局鳥取工事事務所において一般の縦覧に供す  
る。

昭和四十一年三月二十九日

鳥取県知事 石 藤 二

道路の名称	区	変更前	変更後
第一級 九号	岩美郡岩美町大字牛子崎南	三・三〇一・八・〇四五二・〇	三・三〇一・八・〇四五二・〇
	水尾郡岩美町大字大の先	三・三〇一・八・〇四五二・〇	三・三〇一・八・〇四五二・〇
第一級 九号	岩美郡岩美町大字井字崎南	三・三〇一・八・〇四五二・〇	三・三〇一・八・〇四五二・〇
	水尾郡岩美町大字大の先	三・三〇一・八・〇四五二・〇	三・三〇一・八・〇四五二・〇
第一級 九号	岩美郡岩美町大字井字崎南	三・三〇一・八・〇四五二・〇	三・三〇一・八・〇四五二・〇
	水尾郡岩美町大字大の先	三・三〇一・八・〇四五二・〇	三・三〇一・八・〇四五二・〇
第一級 九号	岩美郡岩美町大字井字崎南	三・三〇一・八・〇四五二・〇	三・三〇一・八・〇四五二・〇
	水尾郡岩美町大字大の先	三・三〇一・八・〇四五二・〇	三・三〇一・八・〇四五二・〇
第一級 九号	岩美郡岩美町大字井字崎南	三・三〇一・八・〇四五二・〇	三・三〇一・八・〇四五二・〇
	水尾郡岩美町大字大の先	三・三〇一・八・〇四五二・〇	三・三〇一・八・〇四五二・〇

鳥取県告示第百三十九号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、  
次の道路の供用を開始するので、同法同条同項の規定により告示する。  
その関係図面は、昭和四十一年三月二十九日から二週間鳥取県土木部道  
路課及び建設省中国地方建設局鳥取工事事務所において一般の縦覧に供す  
る。

昭和四十一年三月二十九日

鳥取県知事 石 藤 二



